

平成 27 年 3 月 25 日  
恵那市総務部財務課

## 公共工事の入札に係る工事費内訳書の提出について

恵那市では、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正に伴い、平成 27 年 4 月 1 日以降に入札を行う全ての公共工事について、入札書の提出時に工事費内訳書の提出を求めることとしましたのでお知らせします。

### 記

#### 1. 工事費内訳書の提出を求める工事

平成 27 年 4 月 1 日以降に入札を行う全ての公共工事

#### 2. 工事費内訳書の様式

入札公告・入札執行通知において示す様式を使用してください。

#### 3. 注意事項

- (1) 工事費内訳書は、入札書とともに電子入札システムにより提出してください。
- (2) 工事費内訳書の提出がない場合は、当該入札を無効とします。
- (3) 入札書の金額と工事費内訳書の工事価格（税抜き）が一致しない場合、または工事費内訳書に不備がある場合は、当該入札を無効とすることがあります。
- (4) 紙入札方式の場合は入札書とともに封筒に入れ、封印・封緘して提出してください。
- (5) 提出した工事費内訳書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできません。
- (6) 工事費内訳書は返却しません。